

見附市地域福祉活動計画

計画期間：令和8年度～令和11年度

【基本理念】

市民みんなで創る

誰もが安心して暮らせる

やさしい絆のまち みつけ

令和8年3月



社会福祉法人見附市社会福祉協議会

障害の「害」の表記について

本計画では、「障害」の害の字の表記については、原則として、「障がい」とします。法令の名称や固有名詞等については、「障害」を使用します。

はじめに

平成 12（2000）年の社会福祉基礎構造改革は、社会福祉制度の基本を措置制度から契約制度に転換し、利用者の権利性を明確にして、自己選択を保障することを目指したものでありました。そのため、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう、権利擁護事業、苦情解決制度など多様な仕組みが制度化され、福祉サービスの質と量の確保が図られ、利用者の地域での総合的な生活支援を充実させるために、地域福祉の推進の理念や社会福祉協議会や共同募金会の役割が明示され、自治体による地域福祉計画策定も法制化されていきました。

その後、平成・令和と元号が変わる中、社会環境の変化に応じて、福祉の各分野で多くの制度が新たに整備され、「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる」というテーマは揺るぎないものとなりました。

そして現在、専門分化した制度だけでは対応が難しい問題への包括的な支援が必要となってきています。支援を必要とし、課題を抱える方の地域生活は公的サービスだけで成立するものではなく、地域住民はじめ、福祉関係者や行政等の多様な主体が連携・協働していくことが求められています。

見附市社会福祉協議会では、令和 7 年 3 月の見附市地域福祉計画の策定を受け、地域住民はじめ、地域福祉活動を行う機関・団体等と相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的に、福祉行政はじめ、地域自治組織として日頃住民による様々な活動を行う地域コミュニティ、社会福祉協議会の評議員からご意見をいただく中で、本計画を策定させていただきました。

今後とも、分野・制度を超えて、寄って、集って、地域生活課題に向き合い、皆様とともに、わがまち見附の地域共生社会を創っていきたいと考えていますので、引き続き、地域福祉の推進にご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

社会福祉法人見附市社会福祉協議会

会長 星野 隆

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 地域福祉における現状と課題	7
2. 地域づくり	8

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念と基本目標	10
2. 計画の体系	11

第4章 施策の展開

基本目標1 地域を支える担い手づくり

(1) 地域への理解を促す啓発活動の実施	13
(2) 地域で活躍する人材育成	13
(3) 交流・活動の場づくり	14

基本目標2 支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援体制づくり

(1) 相談支援体制の整備	15
(2) 権利擁護の推進	15
(3) 生活困窮者の自立支援	16
(4) 再犯防止の取組	16
(5) 孤独・孤立を支える支援	17
(6) 複雑な地域課題への対応	18

基本目標3 いつまでも安心安全に暮らせる地域づくり

(1) 情報提供の充実	23
(2) 福祉サービスの推進	24
(3) 防災体制の充実	24
(4) 生活しやすい環境づくり	25

第5章 計画の推進

- 1. 計画の推進体制に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

資料編

- 1. 見附市社会福祉協議会の組織図・・・・・・・・ 27
- 2. 地域コミュニティ向けのアンケート・・・・・・・・ 28
- 3. 社会福祉法 抜粋・・・・・・・・ 40
- 4. 用語解説・・・・・・・・ 43

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域住民、社会福祉関係者、行政等が協力して地域の生活課題の解決をしていく取り組みです。

平成12（2000）年の社会福祉基礎構造改革の中で、社会福祉事業法から社会福祉法へと法律名称の変更とともに、「地域福祉」が法的に位置づけられました。また、地域共生社会の実現を目的とした平成30（2018）年の社会福祉法の一部改正により、社会福祉法第4条第3項では「地域福祉の推進」において、地域生活課題の把握および多様な主体との連携を図りつつ、その課題解決を図ることが地域住民等の役割と明文化されました。

加えて、最近では、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築について重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）が新設され、このことから、現在は、地域福祉をベースとした福祉施策（※1）が展開されていることが分かります。

※1：地域福祉の施策化（生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等の権利擁護支援体制の整備、重層的支援体制整備事業等）

(2) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられています。地域福祉の推進には、地域住民の参加が欠かせません。多くの住民が地域の福祉に関心を寄せ、福祉の問題を自分たちの問題として捉え、行政、福祉関係者などと共にその解決に向けて活動ができるよう支援する役割が社協にはあります。また、地域のコミュニティづくりを推進し、孤立を生まない地域づくり、災害に強い地域づくりなど、様々な場面で住民が安心して暮らせる地域づくりを支援することも大切な役割のひとつです。

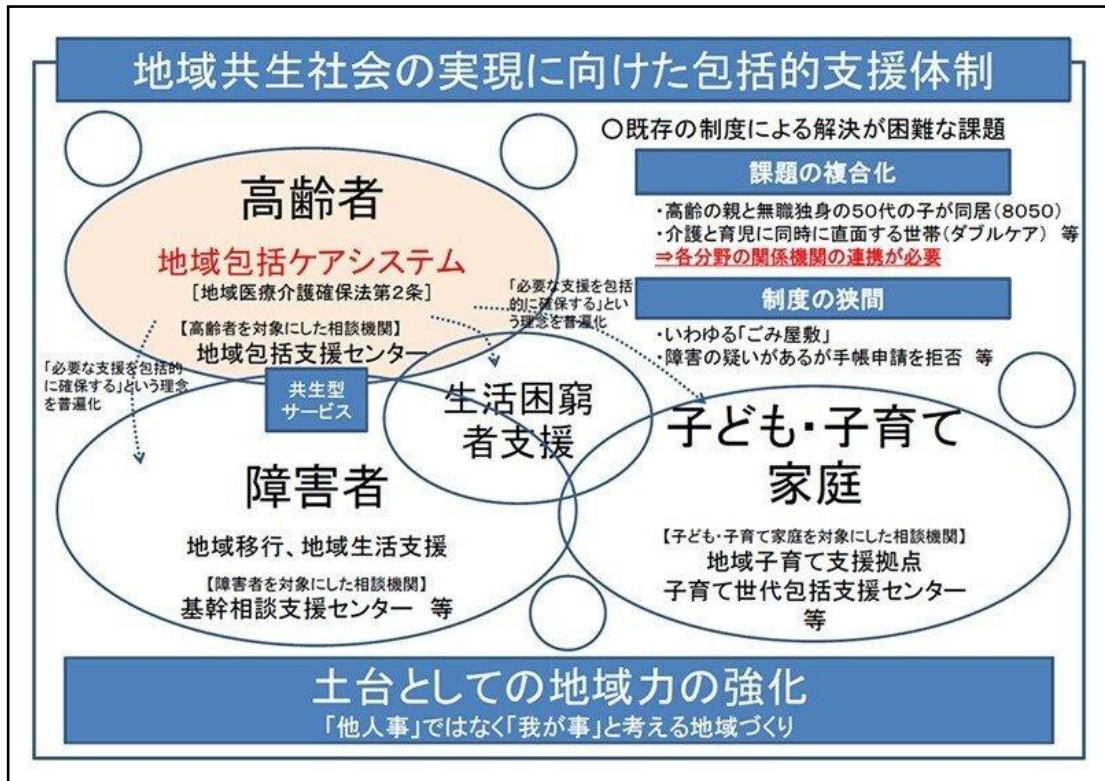
(3) 計画策定の背景

少子高齢・人口減少が進む中で、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できずに適切な支援等につながないことにより、課題が複雑かつ深刻化しているケース（介護が必要な80歳代の高齢の親と仕事を持たない50歳代の子が同居する生活困窮世帯（8050世帯）や、家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）、介護と育児を同時に抱える（ダブルケア）が増えてきている状況にあります。

住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けるために、人と人とのつながりを

再構築することで、孤立することなく、その人らしく暮らしていくことができるような地域共生社会を実現していくことが求められています。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備においては、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムにおける必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども、そして、生活困窮者等の生活上何かしら困難を抱える地域住民への包括的な支援体制としていく必要があります。その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに重要なポイントとなります。



※ 引用：厚生労働省資料「包括的相談支援体制のイメージ図」

(4) 地域共生社会とは

誰もが様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制づくりが進められています。

そのためには、地域住民等と行政、福祉関係者等の多様な主体が、地域生活課題等の情報を共有し、対話をしながら地域福祉のあり方を事業活動において連携・協働することで、丸投げでもなく、お互い様といった相互扶助の意識のもと、我が事による地域づくりが進められるものと理解します。

「地域共生社会」とは

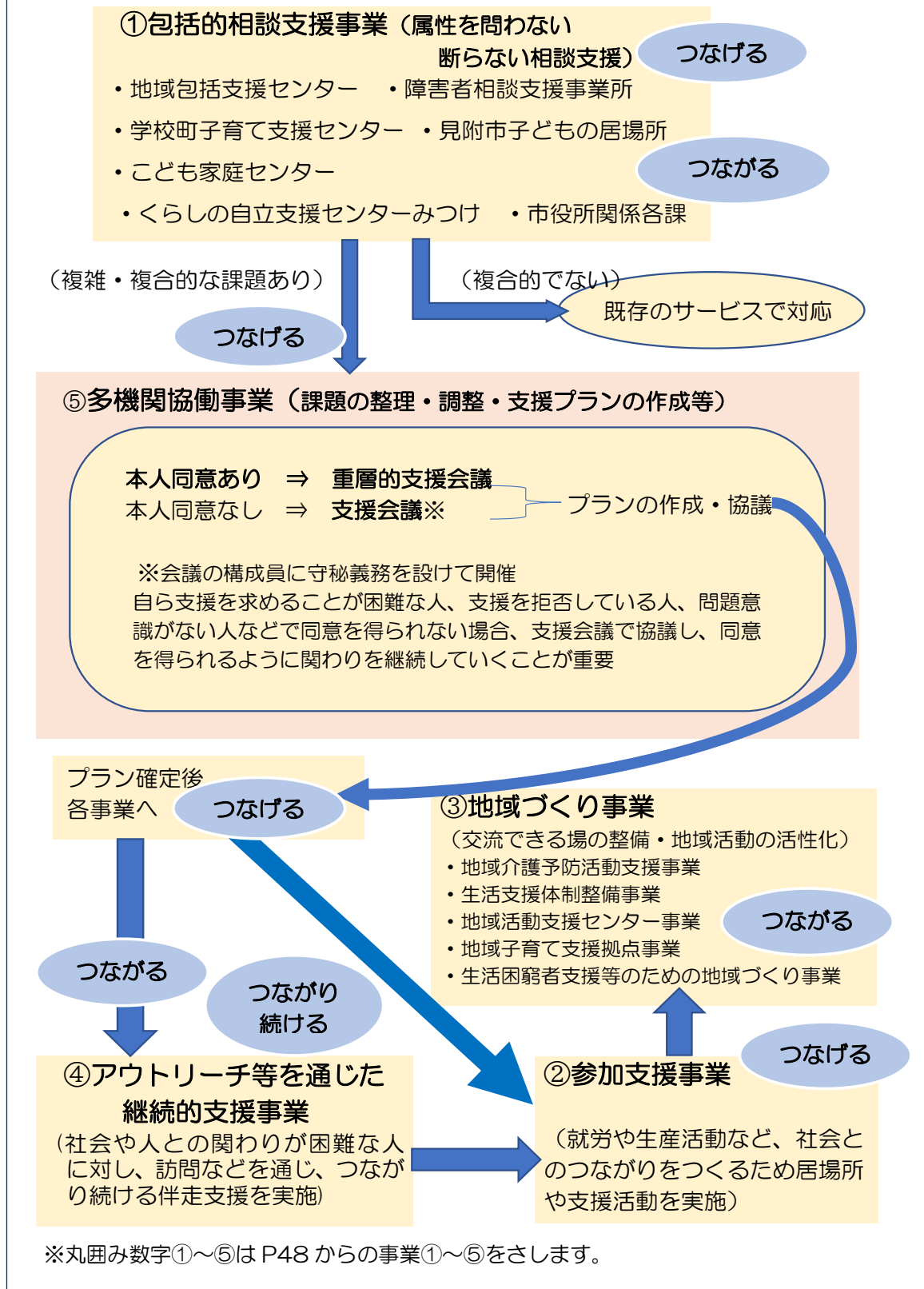
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

（5）重層的支援体制整備事業による包括的支援の構築

複雑化・複合化した課題を抱える方の増加により、福祉ニーズも多様化している中、見附市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業の取組に着手しています。この取組において、属性を問わない相談（包括的相談支援）を受け止め、社会とのつながりの回復（参加支援）を図り、支援を必要とする方も同じ地域の一員として、地域住民とつながりながら、何かしらの役割を担っていくことのできる地域づくり（地域づくりに向けた支援）を進めています。

包括的相談支援で解決できない課題の相談支援体制を構築し、支援機関の役割分担を図る（多機関協働）ことで、時に、専門職による継続的な関りが必要となる（アウトリーチ等を通じた支援）場合は、時間をかけ多様な主体との関係づくりを試行したり、地域住民の理解や協力を得る等して、地域で暮らし続けることができるように支援していきます。

重層的支援体制整備事業の支援フロー図



※ 引用：見附市地域福祉計画 P47「重層的支援体制整備事業の支援フロー図」

(法第106条の4第2項) 事業	概 要
第1号 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 既存の相談機関で属性を問わない断らない相談支援を実施 支援機関のネットワークで対応するが、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ。
第2号 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会とのつながりを作るための支援（コミュニケーションが苦手な人や長期未就労者などを想定） 対象者のニーズに合わせた丁寧なマッチングと定着支援及び必要なメニュー開拓を行う。
第3号 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 世代や属性を超えて交流できる場所の整備 地域における活動の活性化、住民同士が支え合うきっかけにつながる地域活動支援
第4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> SOSが発せられない人、支援が届かない人に支援を届ける。対象者との関係性の構築がメイン 関係機関との連携により潜在的な対象者を見つけて支援につなぐ。 対象者との関係性の構築を大切にする。
第5号 多機関協働事業 (第6号 支援プランの作成と一体的に実施)	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制の中核（マネジメント）を担う。 包括的相談支援で解決できない課題の相談支援体制を構築、支援機関の役割分担を図る。 多機関協働事業で本人同意があったケースのプラン策定を行う。

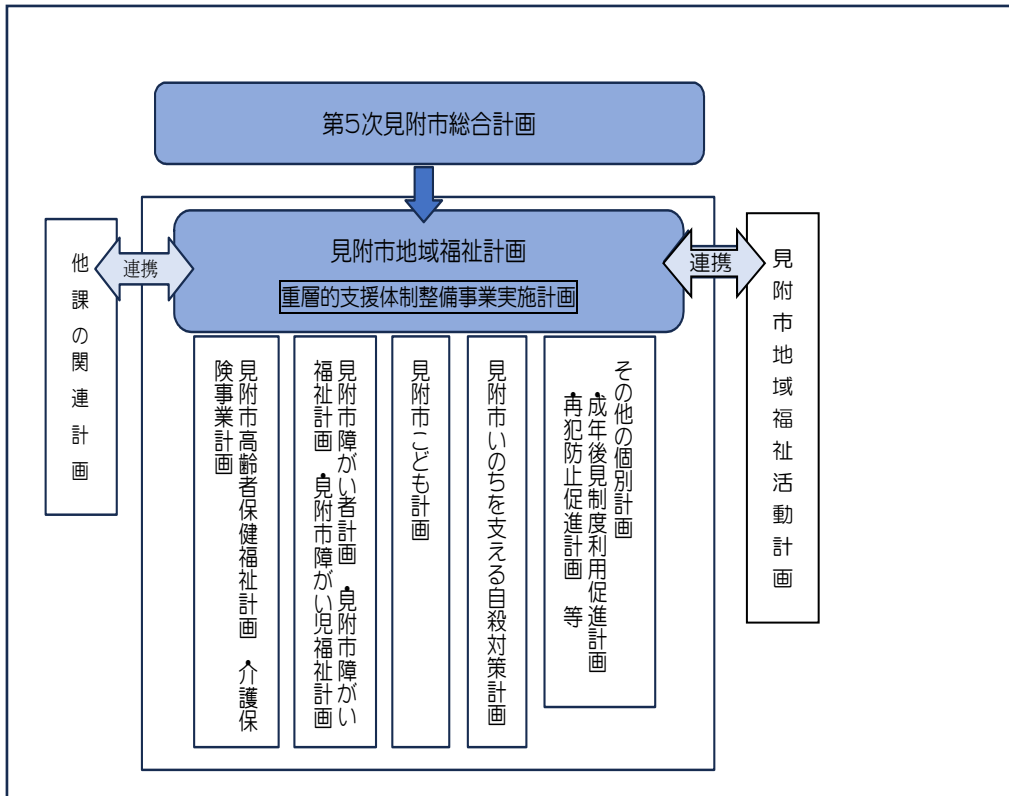
※ 引用：見附市地域福祉計画 P5 「重層的支援体制整備事業の概要」

2. 計画の位置づけ

本計画は、見附市が策定した「見附市地域福祉計画」の基本理念に基づき、地域住民はじめ福祉関係者、行政等とともに社協が果たす役割を体系化し、地域福祉の推進を図っていきます。

○地域福祉活動計画とは

地域福祉を推進するため、地域住民やボランティア団体、福祉事業者等の民間団体と一緒に、地域の生活課題の解決に向けて取り組む計画です。地域福祉の推進団体として活動する社協が中心となって策定します。



※ 引用：見附市地域福祉計画 P6「関連計画との関係性」一部加筆

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間とします。期間中、定期的に計画の評価・検証を行い、社会情勢の変化や地域の実情等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 地域福祉における現状と課題

見附市地域福祉計画の中で、統計データや市民アンケートの結果から、地域福祉を推進していく上での課題が、以下の内容で示されています。

○支援を必要とする人の増加、孤立していく世帯の増加

介護が必要な人、障がいのある人など、地域で支援を必要とする世帯は今後も増加が見込まれます。病名や診断はつかないが生きづらさを抱えている人たちも見守りや支援の対象としていくことが必要です。また、単身世帯の増加も見込まれますが、家族関係や近隣関係の希薄化などから孤立して、相談相手がなく、課題を抱えたり課題が重度化する世帯が増えてくること懸念されます。

○地域力の低下の懸念と担い手の確保

生活様式の多様化や個性、多様な生き方が尊重される中で、地域やコミュニティとのつながりを強く望まない人たちもあり、地域とのつながりの希薄化やいざという時の地域力の低下が懸念されます。少子高齢化により人口減少が進む中で、地域福祉推進の担い手をどう確保していくかは大きな課題です。地域課題を自分ごととして捉え、互いに助け合える土壌づくり、様々な立場や年代の人たちが地域や福祉に関わるきっかけをつなげていくことが必要です。また、地域で支援が必要となる人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要があります。関係機関と地域住民が連携することで、地域の課題を共有し共に解決を図っていく機運をつくるのが大切です。あらゆる角度から、一人ひとりの意識づくりと社会参加の促進、住民主体のまちづくりの方法を検討していきます。

○支援が必要な人を支える体制整備

これまで関係機関が連携して支援を行ってきましたが、分野別の制度や相談体系の中では、ライフステージが変わると相談先が変わり、相談者の状況がうまく継続されないことなどがありました。また、ひきこもりやごみ問題など、生活上の困難に関する相談の増加などがあり、これまで以上に多様化、複雑化・複合化した相談に対し、断らない包括的な相談支援体制を築くとともに、重層的な支援体制により、寄り添った支援を継続していくこと、つながり続ける仕組みが求められます。地域の誰かや、地域のどこかにたどり着けば必要とする支援につながる事ができるセーフティネットの仕組みづくりを検討していきます。

○安全で安心に暮らせる地域づくり

近年多発する自然災害などに対応できる支援体制があると、いざという時の安心感が生まれます。いざという時こそ助け合える地域のために、緊急時の支援体制の確立と、情報発信のあり方などを検討していく必要があります。また、年齢や障が

いの有無などにかかわらず、すべての市民がどのライフステージであっても社会参加しやすく、必要な情報・サービス等を利用しやすくなるように、引き続き、ハード面とソフト面の両面からバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

※ 引用：見附市地域福祉計画

2. 地域づくり

(1) 地域主体の地域づくり

住民主体の地域づくりは、お願いするものではなく、一緒に考えてつくるのが基本となると理解します。住民の参加は不可欠な要素であり、住民にのみ任せるのではなく、一緒に考え、何をやりたいのか、時に焦点を絞り、優先順位を決めながら住民の参加意欲を引き出し、活動に生きがいや役割をもたらしながら進めていく必要があります。

社協は、ふれあい・いきいきサロンや助け合い活動をはじめ、最近では、つながりや居場所としての子ども食堂（地域食堂含む）など、地域の生活課題に対して地域住民が自ら組織化することや、主体的に行動することを支援してきました。

そもそも、地域の生活課題とは、地域で生活する上での具体的な困りごとであり、支援を必要としている人々が、どのようなことに困っているかに気づき、地域内でそれを共有していくことが重要となってきます。地域の生活課題の中には、制度や公的な福祉サービスを利用することで解決できるものもある一方で、制度や公的な福祉サービスだけでは対応が難しい課題も少なくありません。それこそが地域での助け合い・支え合いの意義となります。

引き続き、地域力の低下や担い手の確保が課題となり、支援を必要とする人の増加する中、地域共生社会実現に向けた見附市地域福祉計画の基本理念に基づき地域住民はじめ各関係機関・団体等とともに支え合い・助け合いのある地域を作り上げていくために具体的な取組を講じていくことが求められています。

(2) 地域共生社会実現に向けた具体的な取組

社協は、平成28年度から市内の地域コミュニティを窓口に、地域で住民が主体的に取り組む福祉活動に対し支援をしてきました。

この度、本計画を策定するにあたり、地域の福祉課題を探る上で、地域コミュニティ向けにアンケートを実施しました。

※ 地域コミュニティ向けアンケート結果まとめ（資料編P28参照）

〇コミュニティ向けのアンケート実施（概要）

市内11の地域コミュニティを対象に、令和7年10月、アンケートを実施しました。アンケート実施により、地域の課題の把握に加え、これまでに地域で取り組まれてきた福祉活動における課題の把握にもつながりました。サロン活動における

開催場所、活動内容、活動者や後継者、活動の財源不足や、地域での関係機関・団体との連携強化、また、地域コミュニティが実施する活動に対する地域のさらなる理解の促進等々、活動の継続に直結する課題があげられていました。

地域の課題を住民の自発的な力だけで解決していくことが非常に難しいこともアンケートからうかがえました一方で、地域コミュニティ自身が、継続していきたいと考えている取組や、それを実施していく上での課題、そして、社協に期待すること等、率直で貴重な意見をいただくことができました。

これからの地域共生社会の実現に向け、ますます地域における支え合い・助け合いが重要となる中、地域が主体的に取り組む福祉活動を継続して支援していくために、社協による地域支援のあり方について必要な見直し等を検討し、地域コミュニティをはじめ地域福祉活動を行う多様な主体に提案していきたいと考えています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念と基本目標

見附市地域福祉計画の基本理念である「市民みんなで創る 誰もが安心して暮らせる やさしい絆のまち みつけ」を本計画においても基本理念とします。これに込められた想いを適切に反映しつつ、地域共生社会の実現のための行動計画としていきます。

一人ひとりの置かれた環境や状況は違って、誰もが望む生活のあり方は大きく変わらないはず。この住み慣れた地域で、自分らしく、安心・安全に暮らしていきたい、人とつながり、地域の中で自分なりの幸せを感じ生きていきたいと願っているはず。

そもそも、すべての方がかけがえのない存在であり、また、地域を構成する一員です。年齢や障がいの有無等に関係なく、一人ひとりが相互に、社会につながり、生きがいや役割・出番を持って助け合っていくことのできる地域をつくっていくために、世代間や地域間の交流をはじめ、住民同士の多様なつながりをつくっていきます。

そして、そのような地域は、見守りや声かけのある安心・安全なものとなり、互いの理解に加え、顔の見える関係など、住民同士のゆるやかなつながりを広げ、寛容なものとなると考えます。また、人と人、地域と地域のつながりは、自然災害など有事にも活かされていくと考えられます。

誰もが望むわがまち見附の実現のために、それぞれの役割と出番を持って、地域全体での地域づくりを進めていきます。

さらに、基本理念である「市民みんなで創る 誰もが安心して暮らせる やさしい絆のまち みつけ」の実現に向けて、以下の基本目標を掲げて地域福祉を推進していきます。

【基本目標1】 人づくり/地域を支える担い手づくりに取り組みます

地域における確かなつながりをつくるためには、地域において、地域福祉の良き理解者・協力者となる地域住民を増やしていく必要があります。多くの地域住民が地域のことに関心を持ち、様々な活動に参加してもらえるように、啓発活動を行い、さらに、福祉に関心を持った方々が活動できる機会を提供していくことで、地域づくりを支える担い手の輪を広げていきます。

【基本目標2】 しきみづくり/支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援

体制を強化します

あらゆる方の生活を支えるために、福祉や暮らしという広い観点から、関係機関に

よる連携を行っていく必要があります。制度による解決が難しい課題に対しても、相談体制の充実に努めるとともに、地域住民、福祉関係者、行政をはじめ、地域づくりに関係する多様な主体との協働を含め包括的な支援体制の整備を進めていきます。

【基本目標3】 基盤づくり/いつまでも安心安全に暮らせる地域をつくります

支援を必要とする方や地域福祉活動を行う方等に対して、広く必要な情報提供等を行う。福祉サービスだけではなく、地域における助け合い等につなげながら、住民の地域課題に対する意識が高まり、助け合いが生まれ出される地域づくりを進めていきます。

2. 計画の体系

本計画の基本理念に基づき、3つの基本目標を達成に向けて具体的な取組を示し、地域福祉の推進を進めていきます。

基本理念 市民みんなで創る 誰もが安心して暮らせる やさしい絆のまち みつけ

基本目標 地域を支える担い手づくり（人づくり）

【基本施策と具体的な取組】

（1）啓発活動

- ・地域福祉活動への参加、地域福祉に対する理解と関心を深める

（2）人材育成

- ・地域福祉活動を推進、地域で活躍する人を増やしていく

（3）交流・活動の場づくり

- ・住民同士が交流できる場や取組を活かし、さらなる住民同士のつながりを生み出す

基本目標 支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援体制づくり

（しくみづくり）

【基本施策と具体的な取組】

（1）相談支援体制の整備

- ・あらゆる相談を受け止め、適切な支援先へつなげていく
- ・周囲で困っている人や世帯に気づき、声をかけることができるような体制をつくる

（2）権利擁護の推進

- ・日常生活自立支援の充実

（3）生活困窮者への自立支援

- ・生活困窮者への自立支援の実施

- ・地域を基盤とした相談支援ネットワークの構築
- (4) 再犯防止の取組
 - ・保護司との連携
- (5) 孤独・孤立を支える支援
 - ・一人ひとりに寄り添った支援
- (6) 複雑な地域課題への対応
 - ・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

基本目標 いつまでも安心安全に暮らせる地域づくり（基盤づくり）

└【基本施策と具体的な取組】

- (1) 情報提供の充実
 - ・福祉サービスや生活支援等の情報発信の充実
- (2) 福祉サービスの推進
 - ・助け合いのある地域づくりの取組
- (3) 防災体制の充実
 - ・地域内の住民同士のつながりを活かした災害対応
 - ・災害ボランティア活動や生活支援等の取組
- (4) 生活しやすい環境づくり
 - ・居住と就労の支援の充実

第4章 施策の展開

1. 基本目標1「地域を支える担い手づくり」

(1) 地域への理解を促す啓発活動の実施

○課題・取組の方向性

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるための意識を醸成していく必要があります。

地域福祉の担い手である住民や地域の関係者が、自身の生活する地域のことやその地域に存在する生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、気軽に参加できる体験や交流、ボランティア活動等の地域福祉活動に参加を通じて、地域福祉を身近なものとして考える機会を提供していきます。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none">一人ひとりが、地域に関心を持ち様々な活動（健康づくり・介護予防を目的としたサロンや通いの場等）に参加しましょう。日頃から近隣での見守りや声かけを行い、地域間や世代間の交流活動に参加しましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するための広報・啓発活動を行います。地域での福祉活動（サロン活動、見守り・声かけ、住民同士の交流）が継続できるように地域を支援していきます。

(2) 地域で活躍する人材育成

○課題・取組の方向性

困りごとを抱え、支援を必要とする方が安心して生活していくためには、公的福祉サービスに加え、地域における支え合い・助け合いが必要となります。しかしながら、少子高齢社会においては、地域における福祉活動の担い手不足、後継問題等、活動の継続において課題が生じています。

今後も、地域における支え合い・助け合いの活動を進めていくためには、地域で活躍する人を増やしていく必要があります。住民一人ひとりの活動への参加はもちろん、行政や福祉関係者による多様な取り組みを活かしながら、次世代の人が地域に関わる機会を確保していくことが必要となります。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、地域で行われている様々な活動（サロンや生活支援等）に参加しましょう。 既に地域福祉活動に参加している方は、活動のやりがいや重要性を周囲の方に伝え、参加協力していく地域の仲間を増やしていきましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域においてサロン活動等の実施運営を行う担い手に対して活動が継続できるように支援していきます。 また、生活支援活動を行う協力者を増やし、活動が継続できるように支援していきます。 民生委員・児童委員をはじめ様々な福祉関係者やボランティア団体、市民活動団体等と連携し、活動の裾野が広がるように支援していきます。

(3) 交流・活動の場づくり

○課題・取組の方向性

誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らしていくためには、人とのつながりや活躍の場が重要となってきます。住民同士が集い、ふれあい、つながり合うことで、地域におけるお互い様の意識も醸成されていきます。

既にある地域の社会資源の把握に努めながら、その資源を活用して住民同士の交流できる機会を提供し、さらなるつながりを生み、地域のニーズに沿った助け合い活動等を広げていく必要があります。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、地域にある交流・活動の場に参加しましょう。 地域や団体は、住民が交流・活動できる場を展開している取組を広く情報発信していきましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> 広く社会資源の把握に努め、住民の交流・活動の場に取り組む主体と情報共有し、住民同士のつながりや活動の場の展開に協力していきます。 また、交流や活動の場を介して、新たな取組に関するニーズがあれば、その活動の立ち上げ等を支援し、多様な主体とともに、地域における支え合い・助け合い活動等の展開に努めていきます。

2. 基本目標2「支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援体制づくり」

(1) 相談支援体制の整備

住民をはじめ地域の福祉関係者が、周囲で困っている人や世帯に気づき、声をかけることができるように体制をつくっていく。また、日頃からの地域での福祉活動におけるつながりを活かしながら、地域の生活課題を発見・把握し、早期対応を図り、問題の深刻化を防いでいく必要があります。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none">・身近なところで、気軽に相談できる相手を見つけておきましょう。・周囲に困っている人や世帯に気づいた時は声をかけ、民生委員・児童委員等の身近な福祉関係者や相談機関にその方の話をつなげましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域住民はじめ福祉関係者等から照会があれば適切な相談機関による支援やサービスの利用につなげていきます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者、障がいのある人、こどもの虐待の急増に加え、認知症や身寄りのない高齢者の増加等もあり、地域に権利擁護支援が必要な人はさらに増えると見込まれます。

権利擁護支援が必要となる方の権利が侵害されることなく、その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を行政はじめ福祉関係者、地域住民等と連携して、総合的な権利擁護を推進していくことが求められています。

そのために、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護支援に関する事業を実施しながら、成年後見制度の利用促進を担う中核機関と連携し、地域における権利擁護支援のネットワーク整備ならびに権利擁護に関する地域住民や福祉関係者等の理解を促進し、意識の向上を図っていきます。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none">・身近なところで、高齢者、障がいのある人、こどもの虐待が疑われるケースを発見した場合、行政や警察、相談機関に連絡しましょう。・権利擁護支援に関わる関係者は、成年後見制度等の支援について、分かりやすい情報発信に努めていきます。
-----------	---

社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業の実施による権利擁護支援を行うとともに、成年後見制度との連携強化を図り、切れ目のない権利擁護支援を行います。 権利擁護に関連する事業について、広く住民や福祉関係者に知ってもらえるよう、社協だよりやホームページ等を通じて情報発信していきます。
-------	---

※ 日常生活自立支援事業（資料編 P45 参照）

（3）生活困窮者の自立支援

平成 27 年 4 月、全国一斉に生活困窮者自立支援制度による取組が開始されました。見附市でも、取組開始当初から、社協が事業を受託し「くらしの自立支援センターみつげ」を立ち上げ、生活困窮者自立支援事業に取り組んできました。

生活に困窮する方の多くは、経済的な課題だけではなく、その背景に様々な問題を抱えていることが多く、また、問題が深刻なものとなるまで支援につながらないこともあります。生活に困窮する方からの経済的な不安や困りごと等について相談を受け止め、相談内容により就労支援だけでなく、家計改善支援事業、就労準備支援事業等を組み合わせた支援を行っていきます。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 身近なところで、経済的に困っている方がいたら、民生委員・児童委員や、くらしの自立支援センターみつげ等の相談機関に話をつなげましょう。 支援を必要とする方の福祉活動への参加を歓迎し、他の住民同様につながりをつくり、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくっていきましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮自立支援における自立相談支援事業にて、断らない相談を目指し、困りごとを抱える方の話を受け止めます。 就労支援、家計改善支援、就労準備支援等による取組を通じて生活課題の解決に向けた支援を行います。 支援を必要とする方が地域で孤立することがないように、地域で取り組まれている助け合い活動や居場所等へつなげていきます。

（4）再犯防止の取組

犯罪や非行を防止し、安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くために、更生保護活動を行う見附市保護司会の再犯防止に関する取組や、広く更生保護活動について地域全体で関心を持ち、理解を深めていく必要があります。

貧困、疾病、障がい、家庭環境等の生きづらさが犯罪をしてしまう理由になり、

また、必要となる福祉的な支援がないことで再犯に及ぶことも少なくありません。地域でこうした方たちの立ち直りを支え、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、必要な支援が適切に行われる必要があることから、関係機関と連携し、就労支援や保健医療・福祉サービスの利用を支援していく必要があります。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司会による「社会を明るくする運動」などの啓発活動を通じて、犯罪や非行防止等の取組について理解を深めましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業などの取り組みを通じて、住まいの確保や就労支援等について保護司会と連携しながら必要な支援を行っていきます。 ・住まいの確保や就労支援等に対して、障害者相談支援事業や生活困窮者自立支援事業などを活用して生活を整えていくことができるように、支援関係者間での連携を図っていきます。

(5) 孤独・孤立を支える支援

社会構造の変化により家庭や地域、職場等における人と人とのつながりの希薄化が指摘される中、世代や地域を問わず、孤立した生活が広がっています。

孤独・孤立の問題が顕在化する中、令和6年4月1日から孤独・孤立対策推進法が施行されるなど、今まさに、社会全体での取り組みが必要とされています。

見附市では、自殺予防対策とひきこもりの観点から、この問題に向き合うことが示されています。後段の重層的支援体制整備事業において、自らSOSを出すことができない人や支援が届かず課題を抱えたままの人が、地域で孤立し、より深刻な状態にならないように、関係者がつながり合い、切れ目のない支援を継続していくことができるように、相談支援体制の整備に努め、当事者一人ひとりに寄り添った関わりを持っていくことが求められています。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や身近な人の心の異変に気づいたり、SOSを受け止めた際は、一緒に相談機関に相談してみましょう。 ・地域の出場所や集いに参加し、気軽に話ができるつながりをつくりましょう。 ・さらに、ゲートキーパーや認知症サポーターなど既に地域で当事者理解のある方を中心に孤立している方の存在に気づき、その気づきを関係者へつないでいきましょう。
-----------	---

社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独・孤立を防ぎ、地域で支え合う社会へとしていくために、これまでの住民が取り組んできた地域づくりの取組（居場所やサロン活動や助け合い、見守り活動等）に対して、継続して支援していきます。 ・ 社会的孤立に着目し、相談機関の担当者等が継続的な関わりを行っていきます。
-------	--

（6）複雑な地域課題への対応

社会福祉法において、地域福祉の推進は、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指していくことが示されています。

これまで、支援を必要とする世帯に対する生きづらさを支えるセーフティネットは、介護、障がい、生活困窮、子育て等、制度・分野別に発展してきた経緯があります。そのため分野を跨いだ複合的な困りごとや制度で対応できない狭間の困りごとが喫緊の生活課題となっています。

いわゆる複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題を抱えた世帯が増えてきている中、そのような世帯に対し確かな支援を行うために、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施することで、相談支援体制の充実や継続的な伴走型支援を行っています。

事業の実施にあたっては、これまでの各相談支援の取組を活かした分野横断的に連携・協働した相談支援（対象者の属性を問わない相談支援）をはじめ、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援が求められることから、行政はじめ、福祉関係者、教育関係やまちづくり等の幅広い分野の関係者が連携し、一人ひとりが地域の生活者として、安心して自分らしく生活を送ることができるような地域づくりに努めていきます。

次項は、見附市地域福祉計画の中で、示されている重層的支援体制整備事業の実施体制となります。

1. 重層的支援体制整備事業の実施体制

① 包括的相談支援事業 設置形態：基本型（既存の体制を活用）

各分野の相談機関において、属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な機関へつなぎます。複雑化・複合化した課題がある場合は多機関協働事業につなぎます。

分野	事業名	実施機関	運営形態	設置数	担当課
介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	委託	4	健康福祉課
障がい	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業所	委託	3	健康福祉課
こども	利用者支援事業	学校町子育て支援センター、見附市子どもの居場所、こども家庭センター	直営	3	こども課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	くらしの自立支援センターみつけ	委託	1	健康福祉課

② 参加支援事業

本人や家族の状態に寄り添いながら、人や社会とのつながりを段階的に回復するための場づくりや、丁寧な個別支援を実施します。

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
見附市社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー 1名以上	健康福祉課
見附市教育支援センター（すこやかルーム）	直営	支援員 1名以上	学校教育課

参加支援事業で想定する社会資源

- ・ 少人数利用の居場所や当事者や親の会で運営する居場所
- ・ 福祉施設でのボランティア体験
- ・ ふるさとセンター内ふるさと教育支援センター

（個々に必要とされる居場所や支援を作っていきます。）

③地域づくり事業

各分野の事業や活動拠点を活かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流でき、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野	事業名	実施機関	運営形態	設置数	担当課
介護	地域介護予防活動支援事業	市内介護保険事業所	委託	21	健康福祉課
	生活支援体制整備事業	市内社会福祉法人等	委託	4	
障がい	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターあじさい	委託	1	
こども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター どろんこ保育園	直営 委託	3 1	こども課
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	悠々ライフ (退職後の生きがいつながり作りの場)	補助	1	まちづくり課

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人やその世帯に対し、早期的な対応を行います。多くは本人同意を得ることができないと考えられることから、関係性構築に向けた支援を行い、本人に会えた後も伴走型支援を行い、参加支援事業などの入口につなげます。

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
見附市社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャル ワーカー 1名以上	健康福祉課

また、自宅から出ることができなかつたり、社会とのつながりを持たずに支援を待っている人を把握するための調査を実施していく予定です。

⑤多機関協働事業

課題が複雑化・複合化しているとして包括的相談支援事業からつなぎのあったケースについて、課題の解きほぐしと支援機関の役割分担や支援の方向性などの調整機能を果たします。また、重層的支援会議等を開催し、支援関係機関で支援内容の共有を行います。支援プランを作成した場合は会議に諮り協議します。

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
見附市社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー 1名以上	健康福祉課

※コミュニティソーシャルワーカー

社会福祉協議会に所属する地域福祉コーディネーター。地域において個人や家族の抱える生活上の課題を地域の課題と捉え、その解決のために地域の人材や制度・サービスを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整を担う人材のこと。

※ 引用：見附市地域福祉計画

○社協の取組

包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援における自立相談支援機関として、くらしの自立支援センターみつけを運営する中で、属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な機関へつなぎ、複雑化・複合化した課題があるケースについては、多機関協働事業につないでいきます。
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 人と社会とのつながりを段階的に回復していくために、一人ひとりの希望や状態に合わせて、参加していく場所やその方法を考えます。また、必要に応じて新たな居場所もつくっていきます。 個別支援にあたっては、既存の制度やサービスにつなぐだけでなく、地域住民による地域福祉等のインフォーマルな社会資源と連携し、個別ニーズに沿った支援をしていきます。
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の事業や活動拠点を活かし、世代や属性を超えた住民同士が交流を実現し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うため、多様な主体との連携・協働による新しい仕組みづくりの検討を行っていきます。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な状態にあるのに、相談することが難しい、相談する力がない方やその世帯に対し、必要な支援やサービスにつながっていくための働きかけを行っていきます。 時間をかけ本人との関係を構築し、関係性ができた後も継続的な関わりを持ちながら、参加支援事業等の社会参加への入口につなげていく。

<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスや支援に拒否的であったり、ひきこもりの状態にある等、見えにくい地域の生活課題が広がる中で、相談窓口で待つだけではなく、積極的にアウトリーチをしていきます。 ・ひきこもり状態の方に対して、様々な要因によって社会や地域、学校や職場からの退避を余儀なくされ、ひきこもることを選択せざるを得なかった状況を理解し、従来あった「就労」という単一的なゴール設定ではない個別ニーズに沿った支援を検討していきます。さらに、8050世帯等の様々な課題が生じやすい世帯に対しては、世帯全体を支援していきます。 ・さらに、ヤングケアラーやダブルケアの状態にある方について、地域や福祉関係者等からその本人に関する情報がつながった場合は、こども・介護の相談機関と連携し、複合化する課題を抱える世帯全体を支援していきます。
<p>多機関協働事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題を抱え、単独の機関では解決が難しい、もしくは対応する相談機関等がないといったことで相談機関等からつながったケースについて、支援機関等の役割分担や支援方針等を確認していきます。 ・重層的支援体制整備事業の取組を効果的に実施していくために、様々な機関・団体等と連携・協働しながら、課題の解決を目指します。実際、重層的支援会議において、関係機関の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討していきます。 ・個別の課題から地域で共通する生活課題を見つけ、地域とともに考え、分野を超えた多様な主体による重層的な支援体制づくりや地域でのネットワーク構築に向けた取組を行っています。 ・さらに、支援会議（社会福祉法第106条の6）を活用し、関係者による支援について、本人の同意のない段階から支援に必要とされる関係機関との情報共有に加え、必要とされる支援やサービス等に関する検討を行っています。

3. 基本目標3「いつまでも安心安全に暮らせる地域づくり」

(1) 情報提供の充実

支援を必要とする方に、必要な支援の情報等が伝わるように、分かりやすい情報提供とともに、問題が深刻化する前に気軽に相談ができ、さらに本人自身のSOSに周囲が気づける地域づくりを進めていきます。

少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加など、社会の変化により孤独・孤立の問題が深刻化する中、地域の生活課題の解決や助け合いに取り組む住民の多様な活動を支援する共同募金の役割はますます重要なものとなってきます。

共同募金運動を地域福祉推進における重要なツールとしてとらえ、住民はじめ様々な地域関係者とともに地域福祉実践と共同募金運動を連動させていくことが重要となります。併せて、会員会費制度による寄付も含め、その資金の使用状況の見える化を図り、地域住民における取り組みの重要性を発信していきます。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none">・発信される情報に関心を持ち、情報収集に努めるとともに、身近なところで情報入手が難しい方がいられる場合、必要な情報を得るための手助けをしましょう。・そのために、日頃から声を掛け合える関係をつくっておきましょう。・共同募金の助成を受け活動を行う団体は、その活用や募金の趣旨等を周囲に伝えていき、募金活動などに対する協力を呼びかけましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">・募金の使用状況や助成による成果等について寄付者や住民に対し情報発信し、共同募金運動への理解を図ります。・共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動及び歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図っていきます。・会員会費制度における寄付について、共同募金同様に社協の活動・事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な取組として、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置付け、地域における福祉活動を展開していきます。

(2) 福祉サービスの推進

誰もが住み慣れたところで、安心して、その人らしく生活していくには、地域において福祉サービスを必要とする方が必要なサービスを利用できるような地域をつくっていく必要があります。

かつては、地縁、血縁、社縁の3つがセーフティネットとなって、個人や家族を支えてきましたが、急速な社会構造の変化に伴って従来のつながりや支援制度からこぼれ落ちてしまう人が増えてきていることから、公的サービスを充実させ、さらに、地域の助け合いが生み出される地域づくりに取り組んでいく必要があります。

今後、より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれるような働きかけをすることが重要であり、地縁を基盤とした組織だけでなく、個人が自分の意思により、参加したいと思えるような多様なグループとの出会いやつながる場づくりに取り組んでいく必要があります。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none">・日頃から支援を必要とする人を理解し、地域でできる助け合いや見守りを実践していきましょう。・困ったときに助けてと周囲に伝えられ、周りもそれを受け止め、気にかけて、時に、手を差し伸べることのできる関係をつくっていきましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">・住民の参加を呼びかけ、支え合い・助け合いのある地域づくりに向けた取り組みを進めていきます。・地域福祉を推進していく上で、新たなつながりを生み出していくために、福祉以外の分野も含め主体との連携・協働による可能性を模索していきます。

(3) 防災体制の充実

近年の災害の多発、今後発生が想定される大規模災害への対応として、平時からのつながりを活かした災害支援活動に備えておく必要があると考えます。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none">・日頃からのつながりを生かしながら、また、自治会・町内会で行われる防災訓練へ参加する中で、いざ災害が発生した際に、声をかけ合い避難等の必要な行動を取りましょう。
-----------	--

社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃から行政や地域の様々な機関・団体等と連携・協働し、生活支援や住民のつながりづくり等について意見交換していることをふまえて、災害発生時には、民間の機動性・柔軟性を活かし、災害支援活動を担っていきます。 • 災害発生に備え、行政と協議し、必要とされる協定等（災害ボランティアセンターの設置・運営について、費用負担等）を締結していきます。 • 災害発生時の協力について、行政はじめ、関係機関・団体等との協働による災害ボランティアセンター運営に向けた体制の整備し、災害発生後スムーズに災害ボランティアセンターが設置・運営できるように定期的に立ち上げ・運営訓練等を行っていきます。
-------	---

（４）生活しやすい環境づくり

誰もが安心・安全に生活していくための環境づくりを進めていきます。住民主体の福祉活動等を取り入れながら、地域全体の安全を守っていきます。

単身高齢者の増加、身寄りなしの問題、年齢や障がいを理由により、住宅の確保が困難な方が少なからずいられる現状をふまえ、人が生活していく上で不可欠な要素である住居について必要な支援を協議・検討していく必要があります。

○主な取組

地域・団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> • 持ち家などの住まいがあっても、孤独・孤立の状態にある方に対して、日頃から声かけや見守りをしていきましょう。 • 地域の活動への参加を呼びかけ、つながりをつくっていきましょう。
社協の取組	<ul style="list-style-type: none"> • 住まいの確保や入居時から退去時までの支援について行政はじめ福祉関係者等と協議していきます。 • 支援を必要とする方の状態に合わせた就労支援を行いながら、就労が難しい方に対しては、その方の状態に合った参加の場を提供し、社会参加につなげていきます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

(1) 見附市社会福祉協議会内での推進

計画の推進にあたっては、地域福祉の観点から、福祉分野をはじめ、関連する様々な分野における制度・施策を意識し、地域福祉部門を中心に、組織全体で連携を図りながら地域福祉の推進を担う者として、社協が実施する事業活動を展開する中で、計画を推進し、地域の様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

(2) 見附市との連携・強化

見附市地域福祉計画における福祉分野はじめ、広く教育や人権、市民活動、住宅、防災に関する関係各課の取組を適切に理解し、連携して活動を展開するとともに、地域課題を共有し、常に意見を交わしながら、あるべき地域の姿の実現に取り組んでいきます。

(3) 多様な主体との連携・協働による推進

地域の様々な課題を発見し、解決していくために、福祉関係者に限らず、広く地域福祉の推進に関わる多様な主体（民生委員・児童委員、地域コミュニティ、社会福祉事業者、市民活動団体、ボランティア団体等）がそれぞれの役割を認識し、積極的な連携・協働を図ることで取組を進めていきます。

(4) 会議体を通じた課題の共有

見附市からの委託事業の実施において開催される生活困窮者支援調整会議や重層的支援会議等の会議機能を活かし、地域課題の共有や必要な取組に関する協議・検討を行っていきます。

(5) 計画内容の広報・啓発

地域福祉の推進にあたって、制度の縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超え、地域住民誰もが生きがいを感じられ、さらに、役割を持つことのできる地域をつくっていくことが大事になります。広く地域住民に向けて、計画の周知を行う中で、地域福祉を推進する意義や自分ごととして認識していくために、計画策定後も、様々な媒体や機会を活用して情報発信を行っていきます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、毎年度行われる見附市地域福祉計画策定・推進会議における点検・評価の内容をふまえながら、各施策における取組内容について、毎年度点検・評価していきます。加えて、当会の年度の事業計画及び事業報告に反映させ、事業の評価を受けつつ、取組の継続的な改善を図りながら、適切な進行管理を行っていきます。また、計画の進行管理や評価の状況については、広報紙やホームページ等を通じて広く市民に周知・公表していきます。

2. 地域コミュニティ向けアンケート

地域コミュニティ向けのアンケート（まとめ）

1. 目的

地域福祉活動計画策定にあたり、当会がこれまで地域コミュニティ向けに行ってきた地域支援について、一層地域住民が主体的に福祉活動等に取り組むことができるように、今後の当会としての地域支援のあり方について協議検討していきたいと考える。

については、地域コミュニティ向けのアンケートを実施し、現在の活動状況や地域の課題、今後の取り組みに関する方向性等について意見集約し、地域コミュニティに対して、社協による地域支援について提案していく。

2. アンケートの対象及び方法

対 象：市内 11 の地域コミュニティ

方 法：別紙アンケート「地域支援のあり方に関するアンケート」をメールによる回答

3. 実施期間

令和 7 年 10 月 1 日～10 月 30 日

4. 回答件数

件 数：11 件（全地域コミュニティから回答あり）

5. アンケート結果

結果内容：別紙「地域支援のあり方に関するアンケートまとめ」

地域支援のあり方に関するアンケートまとめ

○地域における福祉活動について（サロン事業、見守り事業）

問1 サロン活動を継続する上で課題（活動資金、担い手の確保など）はありますか。

ある 11か所

サロン活動を継続する上での課題
<ul style="list-style-type: none">・一つの団体で複数のサロンを行っている団体がある。サロンごとに助成金の申請している。令和6年度助成金が不足してしまったことから、何らかのルールを設ける必要があるのではないか。・参加者の高齢化（固定化）。サロン活動を始める際に、設定した参加者の対象年齢の方が、十数年経つと同じ年代でも生活スタイルの変化（70代でも仕事をしている方も多く）により新規の人が集めにくくなった。・担い手の確保が課題（各団体において、次世代の加入が無い状態が続いている。）・担い手(福祉推進員)の交代ができない町内があり長年同じ人が担っている。サロン活動には参加するが役員にはなりたくないため。老人会の役員をしたくないと同じである。・物価高騰により必要な消耗品調達コストが上昇・サロン利用者の高齢化。担い手不足・新規参加者の確保・参加者が限定されていて増えない。サロンの中心になる方がいない。・サロン事業の担い手が高齢化しており担い手の確保が難しい。・地域の高齢者の食事会等計画するにしても補助金等新たな資金が必要である。又呼びかける対象者がどこにいるか情報がない。・少子化に伴い、児童を対象とするサロンは参加者が減少・定期的開催をするサロン事業では参加対象者が固定化される。新たな参加者確保が難しい。・新たなサロンを計画するも、参加者確保が難航・各地域での活動時の核となる人材（担い手）の確保と発掘・会場への送迎（現時点では送迎はしてない）・既存の団体の高齢化が進み、担い手、活動メンバーの減少に歯止めがかからない。・新規メンバーが活動へ気軽に参加できる雰囲気がない団体が目立つ。

【まとめ】

全てのコミュニティがサロン活動を継続する上で課題があると回答している。具体的には、昨今の物価高騰による活動資金面での課題をあげたコミュニティは少なかったものの、活動の中心を担う担い手の確保や参加者の固定化を課題としてあげるコミュニティが多かった。活動の歴史に差はあるものの、立ち上げから十数年経過するサロンにおいては、利用者・担い手ともに高齢化している状況にあることが分かる。また、少子化に伴い、子どもを対象としたサロンでは参加者が減少しているといった実状もうかがえた。

社協として、サロンは、地域における住民同士の交流の場であり、また、つながり合うことで互いに気にかけて合う地域づくりには非常に有益であるとの認識のもと、上記課題はありつつも、活動が継続できるように支援していく。

問2 見守り事業の実施を検討される意向はありますか。

ある	4か所
ない	7か所

検討している内容

- ・高齢者や一人暮らしの方が、気軽に相談できる対応として、町内のゴミステーション等に「困った事があったら安心して相談できます」という掲示板を設置したい。相談窓口は地域包括支援センターとして電話番号を明記する。
- ・サロン活動を通して見守り事業を進めていきたい。
- ・認知症勉強会をきっかけに高齢者を見守る体制を作りたい。
- ・児童に対する登校時の見守り、下校時の付き添いを行っている。

【まとめ】

見守り事業の実施について検討の意向を示したコミュニティは4つ。児童に対する登下校時の見守りを行っているコミュニティもあれば、サロンを実施していることでつながり合い、見守りを兼ねているとされるコミュニティもあり、地域によって見守りのあり方も多様である。

これまで、見守り事業（地域福祉活動支援事業）の助成申請がない状況が続いているが、「意向なし」と回答した2つのコミュニティで、見守りの必要性を感じつつも具体的な動きに至っていないという意見があったことから、当面、見守り事業に対する助成支援を継続しつつ、他の主体も含め助成対象を広げていくべきか協議検討を継続していく。

○地域について（地域課題解決事業）

問3. 地域コミュニティとして認識する地域課題はありますか。

ある 11か所

地域コミュニティとして認識する地域課題

- ・市内でも人口増加がみられる希少な地域であるが、新興住宅地に住む若年層と郊外地域の高齢者層、それぞれに課題はあると感じている。協議会事業においては、そうした地域間のつながりを築くことを重視したい。
- ・公共交通、後継者不足、高齢化等
- ・少子高齢化、人口減少、市街地への交通の便の悪さ、店や遊ぶ場所・集うイベント等が少ない、町内行事は出席するがコミュニティ行事には参加したがない地域性、コミュニティ役員の疲弊、耕作放棄地の増加、農業の担い手不足…等（他団体と協同して過去に実施したアンケートの結果より抜粋）
- ・災害時の避難対応、空き家・空き地の管理、交通支援（公共交通が不便のため高齢になっても免許証を返納しない。中学生・高校生への冬期間の通学支援）
- ・地域を牽引してきた団塊世代の高齢化とその後継者不足が課題です。
- ・少子高齢化
- ・地区ごとのまとまりはあるが、コミュニティ全体でのつながりが弱い。
- ・委員が固定化しがちで新しいなり手がいない。また、事務局の計画によって動く体制になりがちである。
- ・コミュニティの場所が地区の外れにあり、徒歩で来ることが難しく、高齢者の来館が少ない。
- ・まちの活性化として新たな人材（若者や地域の学校との連携）によるまちの賑わい作りが必要
- ・高齢化社会に対応した高齢者の居場所や交流できる場所の確保（健康教室や趣味で集まれる用具のある場所作り、園芸や野菜作り、多様な参加型施設の確保等々）
- ・高齢化の進行（参加者の減少、ワゴン車運転手の後継確保、役員・委員の確保）
- ・少子化による子供・保護者のコミュニケーション
- ・主要県道が狭く通学時の安全確保
- ・空家の増加
- ・交通弱者の移動手段
- ・各町内・団体との連携
- ・地域内の団体、区長以下町内会、こども会、老人会等の連携ができていない。

【まとめ】

全てのコミュニティからコミュニティとして認識する地域課題をあがっているが、コミュニティが対応することが難しいと思われる課題も多くあった。

これまでの地域課題解決事業（地域福祉活動支援事業）の助成状況（※1）、さらに、見附市の地域ふるさとづくり活動交付金のチャレンジ枠の活用した活動状況をふまえ、今後の助成支援について方向性を出すこととしたい。

※1：平成29～令和6年度の申請状況4件

問4. 地域課題に対して、地域コミュニティとして何かしら取り組みを検討していますか。

検討している	9か所
検討していない	2か所

検討している内容

- ・年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、多世代が交流できる事業やイベントの展開など。
- ・冬期間、自転車通学中学生に対して下校時に、学校から地域までコミュニティワゴン車で送迎を行っているが、登校時の送迎についても要望があるが実現していない。
- ・週に1回程度の買い物支援(具体的な検討はしていない)
- ・コミュニティへの関心が薄れないようイベント開催情報をかかわら版等で告知し声掛けなどを行っている。また、新たに希望が有ったサークル（健康マージャン）を次年度立ち上げる。
- ・イベント内容をどの年齢層でも楽しめるようにしているが、思うように集まらない。
- ・委員自身が考えたことを行うことで、達成感や委員の連帯感を強める。
- ・各地区に「通いの場」やサロン活動を行うことで、高齢者が徒歩で集まり交流する場を作る。
- ・高齢者の研修ツアーの実施（需要が多い）
- ・新たなサロン活動の実施
- ・認知症勉強会をきっかけに高齢者を見守る体制を作りたい。
- ・同世代のネットワークの希薄化への対応
- ・各町内の区長・子供会会長との意見交換会
- ・団体との連携事業
- ・年2回、区長とコミュニティ役員とで開催している役員会に、まちづくり課担当の参加を得て意見交換を行う。
- ・こども会会長とコミュニティ役員との意見交換会を開催（復活）する。

【まとめ】

多くのコミュニティにおいて、地域課題と認識するものに対して、何かしらの取組を検討していることがうかがえる。

問3のまとめにも記載したが、これまでの地域課題解決事業（地域福祉活動支援事業）の助成状況、さらに、見附市の地域ふるさとづくり活動交付金のチャレンジ枠を活用した活動状況をふまえ、ここに取り上げた内容が、地域住民が様々な機関・団体等との連携・協働による課題解決に関する取組であるか等を鑑みて、今後の助成支援について方向性を出すこととしたい。

問5. どのような支援があるとその取り組みが実現できそうですか。

社協へ期待する内容

- ・限られた予算の中で新しい事業を展開するためには相応の経費がかかります。誰もが参加できる多世代交流等に特化した助成金などがあると活用しやすいと思います。
- ・課題が大きすぎて、地域コミュニティの活動では解決できる内容ではないと感じる。社協には、それら（課題）を吸い上げて、どこにどのように相談・要望すれば良いのか、また解決することができるのか等のアドバイスする役割を担ってほしい。
- ・どの問題もコミュニティで解決できるような小さな課題ではないし、コミュニティ程度の小さな組織で解決できるのであれば既に解決させているし大した課題・問題ではないと言っても過言ではないのではないかと考える。
- ・なかなか難しい。社協からアドバイスをお願いしたい(良い取り組み事例があったら教えてほしい)
- ・現在の支援体制は、サロンを運営するうえで当コミにとって重要な位置づけとなっている。現状を維持してもらったうえで、特に男性高齢者が集う場所作り創出についてもソフト・ハード面で支援をしてもらえると有難い。
- ・資金の援助、他コミの情報提供、先行的に実施している成功例の紹介
- ・付き添いが必要（保健師、看護師、赤十字救急法救急員、応急手当普及員等の付き添い）、バス等送迎が必要
- ・自助、共助、公助それぞれの対策・対応が必要となる。そのための理解や資金的支援
- ・今のような支援（使途に対しての幅の広い補助金）
- ・今年度より各コミュニティ連携での事業の開催を進めている。コミュニティ連携事業に対しても支援を検討していただきたい。

【まとめ】

具体的な要望もいくつかあげられたが、回答のあった半数のコミュニティから、課題解決に対する活動支援が要望された。

公共交通や高齢化による担い手不足等に関するコミュニティだけで解決が難しいと思われる課題について、その現状を関係行政へつなぎながら、社協としては情報提供等の対応できる範囲の活動支援を行っていく。

また、自助、共助、公助の理解を広げていきたいという回答されたコミュニティもあり、この点については、社協でできる支援について検討していきたいと考える。

問6. 地域コミュニティで把握されている助け合い活動はありますか。

例：見守り、話し相手、日常生活上の手伝い（ゴミ出し、買い物、電球交換など）

ある	6か所
ない	5か所

地域における助け合い活動

- ・小学生の登下校を見守る防犯パトロール（高齢者グループ）
- ・いきいきサロン事業、声掛け運動（かわら版掲載）
- ・小学校を対象とした見守りボランティア
- ・地域にはいわゆる便利屋的な方の存在（高齢者や独居者の話し相手）
- ・サロンメンバーでの交流やお茶のみ等での会話の中に相談事がある。
- ・児童民生員の取組や地域サークル活動に参加の際の送迎（自身では参加できない高齢者を）
- ・チームオレンジの活動、こども達の登下校に見守り活動

【まとめ】

地域内の助け合いについて6つのコミュニティから回答があった。その多くが、小学生等の登下校の見守りであり、その他の住民同士の助け合いの把握までは至っていないことが分かった。引き続き、社協として、地域の様々な集いの場等へ出向き、地域内の住民同士の助け合いについて状況把握をしていきたい。

地域における見守り事業の今後も見ながら、現在社協が実施している生活支援サービス事業への地域との連携・協働の可能性を探っていきたい。

例）：生活支援サポーター養成研修等のコミュニティとの共同実施

問7. 地域の中で気になっている方（何かしら支援が必要と思われる方）はいますか。

例：ひとり暮らし高齢者・障害者、孤立している世帯、育児に困難を抱えている人、経済的に困っている人、ひきこもりの人、特にいない（わからない）、その他

いる	6か所
いない	4か所

地域で気になるか方

- ・具体的には把握しておりませんが、地域の方との会話の中で、例にあるような方がいるのではないかと感じております。
- ・詳しい事はわからないが、ひとり暮らしの高齢者で足が悪いため近所との付き合いがほとんどない方。障がいのある家族と同居する方の経済的な問題
- ・高齢独居者が地域に増加してきている。
- ・認識はあっても具体的に支援は進んでいない。誰がどのようにどうするかは不明
- ・高齢の1人暮らしでフレイルと思われる方や、他地域から当地域の移住された小学生がいる家庭があって、コミュニケーションが必要なのかとも思うが、必要感は個人で異なるので判断は難しい。
- ・年に数名の方が一人住まいのため、死後発見されるケースがある、対策は必要
- ・社協さんでも把握してられる障害者の方、サロンに来られる一人暮らしの高齢者

【まとめ】

地域内の気になる方の存在について、6か所のコミュニティから把握していると回答があった。サロンをはじめとする様々な出場所等で直接把握されている場合もあれば、住民等から間接的に伝わるものまで様々である。

一方で、「いない」と回答されたコミュニティから、個人情報等の兼ね合いでそのような方の情報がないという現状もうかがえた。

現在、様々な相談窓口がある中、社協が担う様々な相談機能（生活困窮者支援、重層的支援、日常生活自立支援、生活福祉資金貸付等）について情報発信し、コミュニティが困っている方を把握した場合に相談できるような環境を作っていきたい。

○見附市が交付している「地域ふるさとづくり活動交付金のチャレンジ枠」の活用について

問8. 今後もチャレンジ枠を活用されますか。

活用する 10か所

活用する場合の取組内容

- ・未定（4）
- ・規模の小さいコミとしては、今後も対象者を広くとらえた世代交流と茶の間やサロンサークルのように対象者を搾った事業を継続して行って行きたいと思っています。
- ・継続事業の内容をバージョンUPするためチャレンジ枠を活用したい。
- ・各地区の連携による当コミの団結力の強化
- ・委員の達成感による自主性の向上や、委員同士のつながりの強化
- ・地域の活性化や高齢者の居場所づくり等に活用させていただきます。
- ・夏まつり（定着を図る）
- ・講演会の開催は継続する（コミュニティの認知度アップに非常に貢献していると思われる、地区内外からの来場も年々増えている）。

【まとめ】

多くのコミュニティが、今後もチャレンジ枠を活用すると回答された。さらにその半分以上が既に具体的な活用について検討されていた。取組内容が未定とされているコミュニティも含め全体的に活用が継続されることがうかがえる。

問3・4のまとめで記載したとおり、これまでの地域課題解決事業（地域福祉活動支援事業）の助成状況、さらに、見附市の地域ふるさとづくり活動交付金のチャレンジ枠を活用した活動状況をふまえ、今後、他の主体も含めた助成のあり方を検討し、見附市の支援とは異なる支援を検討していく。

○その他

問9. 地域でやってみたいと考える取り組みはありますか。

ある	7か所
ない	4か所

やってみたいと考える取り組み

- ・地域住民からの意見やニーズによる、大仰なイベントではなく、住民に寄り添った細やかな催しでも良いのではないかと考える。
- ・今まで実施してきた活動の見直し。
- ・今後の課題の一つは、チームオレンジなどの見守りあう地域作り、意識の醸成を町内単位で形にしていければと思う。
- ・現在課題に向けた取組を実施中なので、それをより有効な形にしていきたいと考えています。「より進化するコミュニティ」を合言葉にして、事務局だけでなく、役員や委員と協力できるようにしたいです。
- ・高齢者の食事会（年齢限定、75歳とか80歳）
- ・高齢の方に対しての活動（市が子供に対して力を入れているので）
- ・活動があまり行われていない自治会を対象としたお祭りイベントを地域の集会場等活用して行っていきたい。

【まとめ】

問5との関連も視野に入れつつ、地域課題の解決という意識だけではなく、地域コミュニティとして実施を検討する取組について、必要に応じて聞き取りを重ね、助成支援等について検討していく。

問 10 社協へのご意見

社協に対するご意見

- ・ 社会福祉協議会の活動で地域の高齢者達の集う場・居場所が出来ています。子育て世代でもサロン事業を周知し是非利用したいとの声もあり、今後も周知、拡大を行って行けたらと思っています。但し、活動報告の際、赤い羽根共同募金などで集められた募金はそのような場の『茶菓代・食糧費』として使われているのが殆どであるように感じられます。200 円/人という制限はありますが、僅かでも参加者に負担してもらう等もう少し規定を厳しくしても良いのかもしれませんが。または募金の際に具体的な用途を記載する方がよろしいかと思います。
- ・ 先進的な地域の事例紹介。社協から見た地域の活動に対する意見
- ・ 現在の支援体制は地域として大変ありがたいと思っています。
- ・ 助成金、とてもありがたく感じています。地域のサロン事業にも大いに活用させていただいています。今後ともよろしくお願いします。
- ・ コミュニティ活動にも一緒に参加してもらいたい。
- ・ 今後とも活用しやすい事業支援をお願いします。
- ・ サロン事業などで活用できる情報提供
- ・ 末永く支援の継続をお願いしたい。市からの交付金の主たるものは人口割（一人 190 円、昨年の 200 円から減額）であるが、人口減少が続いている上での減額、このながれは今後も続くと思われる。

問 11 その他ご意見

検討している内容

- ・ 今まで通りのご支援をお願いいたします。
- ・ いつもご支援を頂いており感謝です。

地域福祉活動支援事業

1. 目的

地域で広く浸透している共同募金や社協会員会費を財源とした助成により、地域住民が主体的に取り組む地域福祉活動に対する地域への支援を行い、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2. 助成対象者

見附市内で地域住民を対象とした地域福祉活動を行う地域コミュニティ

3. 助成対象事業内容及び助成率・助成額

事業内容	助成額
【財源】共同募金、会員会費	
①ふれあいいきいきサロン事業 住民同士の交流を図る地域内のふれあいいきいきサロン活動（サロン活動者の交流会や勉強会等含む）	1 地区上限額 ※ 地区①：600,000円 ※ 地区②：300,000円
②見守り事業 高齢者、障害者等で見守りが必要な方々に対して見守りを行うことで地域での孤立・孤独の防止を行う活動（声かけ・見守り訪問、見守りに関する必要備品等の整備、見守りマップ作成等による見守り世帯の把握、見守りに関する研修会開催等）	1 地区上限額 ※ 全地区：100,000円
③地域課題解決事業 地域の生活・福祉課題の解決に取り組む事業（既存の制度に基づく事業での対応が難しい取り組み、地域が福祉活動団体等と協力した課題解決への取り組み等）	
【財源】歳末募金	
④地域交流事業 地域間や世代間、また障害者との交流により地域内でのつながりを図る活動（概ね12月～2月に実施される交流会等）	1 地区上限額 ※ 地区①：100,000円 ※ 地区②：50,000円

※ 助成率は、事業①～③が総事業費の9割以内とする。事業④のみ10/10とする。

※ 地区の位置づけ・対象経費は、別表のとおりとする。

※ 事業①～③は、予算の範囲内で助成とする（申請多数の場合は、減額あり）。

※ 地区位置づけ

地区①	葛巻地区、今町町部地区、見附町部東地区、見附町部西地区
地区②	新潟地区、上北谷地区、今町田園地区、北谷南部地区、見附第二小校区、北谷北部地区、庄川平地区

3. 社会福祉法（抜粋）

（昭和二十六年三月二十九日）

（法律第四十五号）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106 条の 3 第 2 項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（支援会議）

第 106 条の 6 市町村は、支援関係機関、第 106 条の 4 第 4 項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第 3 項及び第 4 項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及

び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(共同募金)

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第113条 共同募金を行う事業は、第2条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

4. 用語解説

【赤い羽根共同募金】

社会福祉法第 112 条に基づき、厚生労働大臣の告示により、10月1日から3月31日を期間に実施される募金運動です。

募金の種類として赤い羽根募金、歳末たすけあい募金、テーマ型募金があります。

計画募金として実施され、都道府県共同募金会が民間の社会福祉施設・団体及び社会福祉協議会等から配分申請を受け、赤い羽根募金とテーマ型募金は次年度の、歳末たすけあい募金は当年度の助成計画として立案されます。この助成計画を実現するために目標額を決め、地域住民をはじめ、法人、教育機関、公共団体、民間福祉事業団体、ボランティア団体等が一体となって募金運動を展開します。

●赤い羽根募金

10月1日から12月31日を期間として募金活動を実施します。見附市において集まった寄付の7割は見附市の福祉事業に、3割は見附市を含む県内の福祉事業や車両・施設の整備に活用されます。また、実績額の3%は災害等準備金として都道府県共同募金会に積み立てられます。

●歳末たすけあい募金

12月1日から12月31日を期間として募金活動を実施します。見附市において集まった寄付は全て歳末時期に実施される見附市の福祉事業に活用されます。

●災害等準備金

大規模な災害が発生した際に、県内の被災地や必要に応じて県域を越えた被災地の災害ボランティアセンター設置等の被災地支援のために活用されます。

●テーマ型募金

1月1日から3月31日を期間として募金活動を実施します。市民活動団体等が課題解決に取り組む活動に対し、その活動財源として、個人や企業等に募金を呼びかけるもので、新潟県独自の克雪対策に特化したテーマ型募金をはじめ、近年は、子育て世帯への食糧支援や居場所づくり等を目的に各支援団体が募金活動を実施しています。

地域のニーズに即したテーマを掲げることで募金の使途が分かりやすいこともあり、特定の地域生活課題に取り組む新しい活動や団体の掘り起こしに努めながらその活用を図ります。

●オンライン寄付決済システム「コングラント」の活用

令和7年度共同募金運動から、新たな試みとしてクラウドファンディング方式のオンライン寄付決済システム「コングラント」を用いたキャッシュレス決済による寄付の受付も始めました。

赤い羽根募金の使途や地域課題について、幅広い世代への周知の側面ももちながら、誰もが寄付を通して地域づくりに関われる新たな手法として活用していきます。

【会員会費】

会員会費制度は、社会福祉事業の実施を目的に、全国社会福祉協議会で導入されている制度です。社会福祉事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度であり、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置付けられるものです。見附市において寄せられた会員会費は全て見附市の福祉事業に活用されます。

【日常生活自立支援事業】

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人で契約能力がある認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者を対象に、社会福祉協議会が本人との契約に基づきながら、日常生活に必要な支援（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス）を提供することで、高齢者や障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

社会福祉法第2条第3項12号において、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」として明記されています。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、社会福祉法第81条において役割を明文化しています。相談受付業務等は市町村の社会福祉協議会が受託して取り組んでおり、専門員が支援計画を作成し、生活支援員が支援を実施します。

成年後見制度同様に、介護保険制度によるサービスが措置から契約へ移行した際に地域福祉権利擁護事業として開始され、平成19年から現在の名称になりました。

●福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用し、又は利用をやめるために必要な手続きや福祉サービスの利用料の支払い、福祉サービスについての苦情解決制度の利用、その他日常生活に必要な事務に関する手続き（住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等）における同行支援を行います。

●日常的金銭管理サービス

年金及び福祉手当の受領に必要な手続きや医療費、税金、社会保険料、日用品等の代金の支払い及びそれに伴う預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続きを行います。

●書類等預かりサービス

年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印、銀行印等を預かり、銀行の貸金金庫で管理します。

●専門員

相談から支援計画の作成・評価、契約締結に至るまでの業務、関係機関との調整、生活支援員が行う支援業務に関する指導・助言、預かり物品の管理等を行います。

●生活支援員

利用契約に基づき、履行補助者として専門員の指示により、支援計画に定める援助並びに、実際の利用者との関わった内容について、専門員への報告を担います。